

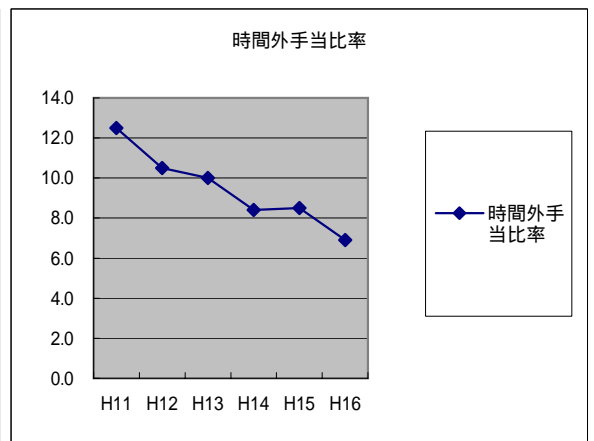
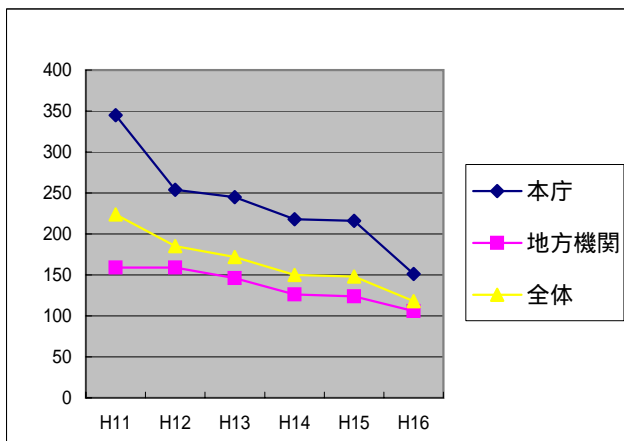
時間外勤務の縮減対策について

H18.3.14 / 総務部人事課

1. 過去5年間の職員一人あたり時間外勤務時間数の推移（知事部局） （単位；時間、%）

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16
本庁	345	254	245	218	216	151
地方機関	159	159	146	126	124	106
全体	224	185	172	150	148	118
時間外手当比率	12.5	10.5	10.0	8.4	8.5	6.9

（注）「時間外手当比率」；管理職を除く職員の給料と調整手当の総額に対する時間外勤務手当の比率。
地方財政計画策定にあたっては、一般職については「7%」として算出されている。



2. 平成17年度の取組の概要

時間外勤務の上限時間を設定

平成17年度は、平成16年度時間外勤務実績の80%、平成15年度対比で68%を上限（いずれも10時間未満切り捨て）とする。
なお、平成18年度については、本年度よりも更に25%縮減し、平成15年度対比で概ね半減を目指すこととしている。

実効性の確保

- ア) 各所属において、業務体制の大幅な見直しや事務事業の整理・合理化、事務処理の改善等について十分に協議し、時間外勤務等の時間数を最小限にとどめるよう努める。
- イ) グループ化・フラット化の趣旨を踏まえ、職員間・グループ間の業務量の平準化を図るよう努める。
- ウ) 従来の各水曜日のノー残業デーの取組に加え、第1・第3水曜日については、一斉退庁の取組を実施

本年度の時間外勤務の推計と削減計画との対比

（単位；時間、%）

年度	H15	H16	H17
本庁	216	151	145
対H15比		69.9	67.1
地方機関	124	106	103
対H15比		85.5	83.1
全体	148	118	114
対H15比		79.7	77.0
対H15削減目標率		85.0	68.0